

会 議 記 録			
会議の名称	議会運営委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 加藤 太郎
日 時	令和4年10月13日(木曜日)		開 議 午前10時04分
			閉 議 午前10時45分
出席委員	◎木曾 ○西口 三上 平本 松山 藤本 菱田 <福井議長、山本副議長>		
執行機関 出席者			
事務局 出席者	井上事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、佐藤主任、小野主任		
傍 聴	可	市民0名	報道関係者0名
		議員0名(-)	

会 議 の 概 要

10:04

[木曾委員長 開議]
[事務局長 日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 課題の検討

<木曾委員長>

これまでの検証で検討継続となっている残り4項目の課題について、本日の検討で結論を出していきたいと思う。

[事務局副課長兼議事調査係長 資料確認]

(災害時の対応) 第6条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

災害時のタブレット端末の活用について、これまでに皆さんからいただいた意見を踏まえて、亀岡市議会基本条例運用基準に定める亀岡市議会災害対応マニュアル及び同フロー図の改正案として、【別紙No.2】のとおり事務局から示していただいた。災害時の連絡体制やオンライン会議の実施等に係る内容が整理できており、この内容で改正することしたいがどうか。

—全員了—

○第6条の課題 検討終了

※災害時の連絡体制やオンライン会議の実施等に係る内容を整理し、亀岡市議会基本条例運用基準に定める亀岡市議会災害対応マニュアル及び同フロー図を【別紙No.2】のとおり改正する。

(市民参加及び市民との連携) 第7条第3項の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

参考人制度は亀岡市費用弁償条例が適用され実費弁償が支給されるが、意見交換会

にはそれが適用されず交通費等は支給されていない状況である。市外から意見交換会に参加いただく場合に応分の旅費を負担してはとの意見があり、事務局で交通費等を支給する際の手立てを整理いただいた。参考として記載のとおり、亀岡市職員等の旅費に関する条例等を適用することにより支給できるものであるため、今後参考人制度ではなく意見交換会として市外からお越しいただく際には、亀岡市職員等の旅費に関する条例の適用等により交通費等を支給することとしたいがよいか。

—全員了—

○第7条第3項の課題 検討終了

※市外から意見交換会に参加いただく場合は、亀岡市職員等の旅費に関する条例の適用等により交通費等を支給する。

(市民参加及び市民との連携) 第7条第5項の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

亀岡市議会ではこれまでもいろいろな取組で議場を活用してきたが、さらに開かれた議会として市民に見近に感じていただくために、市民の議場見学会を提案いただいたものである。夏休みなど長期休業期間であれば大人だけでなく子どもにも来ていただけるので、今後そのような企画を進めていくことでまとめたいと思う。第18期の取扱いとして、令和5年3月議会以降に企画の詳細を協議いただき実施していくことを申し送りたいがよいか。

—全員了—

○第7条第5項の課題 検討終了

※さらに開かれた議会として市民に見近に感じていただくために、夏休みなど長期休業期間に市民の議場見学会を実施することを第18期へ申し送る。

(委員会の活動) 第16条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

【別紙No.3】の亀岡市オンライン会議実施基準については、全国市議会議長会の例示をもとに亀岡市議会委員会条例や亀岡市議会会議規則を改正する中で、オンライン会議の実施に当たり詳細な取り決め等を定めるものである。8月に実施した岡山県倉敷市議会等への行政視察の内容や先行して取り組んでいる府内の市議会等の状況を十分に踏まえ、亀岡市議会にとってよりよい形のものとして事務局で整理いただいた。この条文に「委員長等」とあるのは、政策研究会の会長や広報部会・広聴部会の部会長等も含めて適用できるようにした表現である。また、最終条となる第10条には「この基準に定めのない事項又は改正の必要が生じた場合は、議会運営委員会に諮って決定するものとする。ただし、突発的な事象又は個別事情によるものに関しては、委員長等が必要に応じて当該委員会等に諮って決定するものとする。」と規定している。今後オンライン会議を実施していく中で、この実施基準に変更等が生じた場合は、議会運営委員会で速やかに対応を検討し改正できることとし、突発的な事象や個別事情による対応については、必要に応じて委員長等が委員会等に諮って決定できることとしている。全国でオンラインにより委員会を開催された市議会は、岡山県倉敷市議会など少数の議会であり、実際にオンライン会議をやってみなければ見えてこない点がたくさんあるのではないかと思うが、事務局で他市

議会の状況を含めて検討いただき整理された内容である。

<福井議長>

実施基準の内容はこれでよいが、全員協議会等の委員会以外の会議の取扱いについては、この実施基準を準用するのか。またそこまでの範囲を想定したものか。想定しているのであれば、対象となる会議の規程等を改正する必要があるのか確認したい。

<木曾委員長>

この実施基準は、公式の全ての会議に適用できるものと考えている。議長が差配する幹事会等の会議については、それぞれの会議の規程等の中で盛り込めばよいと思うが、事務局の考えはどうか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

委員長がおっしゃったとおりである。この実施基準の第1条で「亀岡市議会委員会条例その他規則等に定める」と規定しており、亀岡市議会委員会条例や亀岡市議会会議規則等に定めがある全ての会議について適用されるものである。すなわち亀岡市議会委員会条例や亀岡市議会会議規則自体に定めがなくても、「等」を付していることから、個別の規程等でオンライン会議の位置づけがあれば適用できるものとしている。個別の規程等に定める必要がある会議については、整理させていただき次回に報告したい。

<木曾委員長>

亀岡市議会オンライン会議実施基準については、「委員会条例その他規則等に定める」と集約させていただくが、その他規則や規程等でオンライン会議ができることを定める必要がある会議について別に整理することでよいか。

<福井議長>

それで結構である。

<木曾委員長>

議長が差配する会議等の個別の規程等については、そのように取り計らうこととしたい。亀岡市議会オンライン会議実施基準については、この内容で決定することでよいか。

—全員了—

○第16条の課題 検討終了

※委員会等のオンライン参加について、全国市議会議長会の例示を踏襲し、亀岡市議会委員会条例及び亀岡市議会会議規則を12月議会で改正する。ただし、オンライン参加の事由については、委員会条例等の条文に「その他やむを得ない理由」の文言を加え、別途実施基準の中で具体的に「育児、介護、疾病、看護等」を規定する。

※オンライン会議の詳細な取り決め等について、【別紙No.3】のとおり亀岡市議会オンライン会議実施基準を定める。ただし、議長が差配する会議等の個別の規程等について別に整理する。

<木曾委員長>

議会基本条例の検証及び見直しについては、委員の皆さんから忌憚なく御意見をいただき、活発な議論により進めることができた。課題についても全ての項目で検討終了となり、第18期につなげていけるものと確信している。進行上の不手際についてはお詫び申し上げ、この間に委員の皆さんに協力いただいたことに感謝すると

ともに、御苦勞に対して敬意を表し、今年度の議会基本条例の検証及び見直しを閉じさせていただく。

2 その他

(1) 今後の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

レジュメ記載のとおり確認願う。

散会 10:45